

「外国人材の有効活用なくして成長なし」

——「技能実習制度」と「特定技能制度」の一体的改革に向けて——

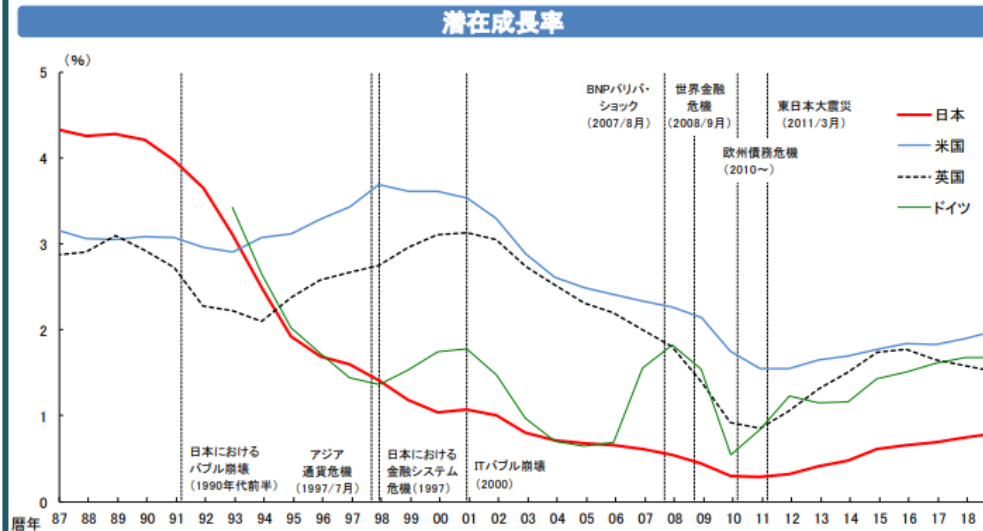
令和4年度外国人技能実習制度適正化事業 第2回講習会
徳島県外国人技能実習生受入組合連絡協議会

2023年1月25日

NAGOMi副会長
元厚生労働大臣 塩崎 恭久

失われた30年

過去30年間の潜在成長率



世界の時価総額上位50社の変遷

平成元年 世界時価総額上位50社				令和3年 世界時価総額上位50社			
順位	企業名	時価総額 (億米ドル)	本社所在国	順位	企業名	時価総額 (億米ドル)	本社所在国
1	NTT	1,638.6	日本	1	アップル	21,335.1	米国
2	日本興業銀行	715.9	日本	2	サウジアラムコ	19,011.0	サウジアラビア
3	住友銀行	695.9	日本	3	マイクロソフト	18,662.5	米国
4	富士銀行	670.8	日本	4	アマゾン・ドット・コム	16,702.5	米国
5	第一勧業銀行	660.9	日本	5	アルファベット	15,613.0	米国
6	IBM	646.5	米国	6	フェイスブック	9,027.0	米国
7	三菱銀行	592.7	日本	7	Tencent・ホールディングス	7,615.4	中国
8	エクソン	549.2	米国	8	テスラ	6,489.0	米国
9	東京電力	544.6	日本	9	バークシャー・ハサウェイ	6,406.5	米国
10	ロイヤル・タッチ・シェル	543.6	英国	10	アリババグループ・ホールディング	5,730.4	中国
11	トヨタ自動車	541.7	日本	11	TSMC	5,494.2	台湾
12	GE	493.6	米国	12	ビザ	5,105.5	米国
13	三和銀行	492.9	日本	13	サムスン電子	5,081.3	韓国
14	野村證券	444.4	日本	14	JPMorgan・チェース	4,706.5	米国
15	新日本製鐵	414.8	日本	15	ジョンソン・エンド・ジョンソン	4,418.0	米国
16	AT&T	381.2	米国	16	ウォルマート	3,959.1	米国
17	日立製作所	358.2	日本	17	ユニテッドヘルス・グループ	3,882.6	米国
18	松下電器	357.0	日本	18	貴州茅台	3,858.6	中国
19	フリップ・モリス	321.4	米国	19	LVMH・L・ロジェ・ペレグー	3,833.2	フランス
20	東芝	309.1	日本	20	マスターカード	3,725.4	米国
21	関西電力	308.9	日本	21	ホーム・デポ	3,578.0	米国
22	日本長期信用銀行	308.5	日本	22	エヌビディア	3,572.8	米国
23	東海銀行	305.4	日本	23	バンク・オブ・アメリカ	3,513.4	米国
24	三井銀行	296.9	日本	24	ネスレ	3,480.3	スイス
25	メルク	275.2	米国	25	ウォルト・ディズニー	3,344.6	米国
26	日産自動車	269.8	日本	26	P&G	3,293.9	米国
27	三菱重工業	266.5	日本	27	ペイパル	2,937.5	米国
28	デュポン	260.8	米国	28	ロシュ・ホールディングス	2,936.5	スイス
29	GM	252.5	米国	29	中国工商银行	2,677.5	中国
30	三菱信託銀行	246.7	日本	30	ASML・ホールディング	2,633.2	オランダ
31	BT	242.9	英国	31	コムキャスト	2,601.7	米国
32	ベル・サウス	241.7	米国	32	エクソンモービル	2,505.8	米国
33	B P	241.5	米国	33	ペライソン・コミュニケーションズ	2,426.1	米国
34	フォード・モーター	239.3	米国	34	ロレアル	2,354.0	フランス
35	アモコ	229.3	米国	35	アドビシステムズ	2,345.5	米国
36	東京銀行	224.6	日本	36	コカ・コーラ	2,334.3	米国
37	中部電力	219.7	日本	37	インテル	2,297.6	米国
38	住友信託銀行	218.7	日本	38	A T & T	2,286.2	米国
39	コカ・コーラ	215.0	米国	39	オラクル	2,264.4	米国
40	ウォルマート	214.9	米国	40	美团点评	2,262.5	中国
41	三菱地所	214.5	日本	41	ネットフリックス	2,231.1	米国
42	川崎製鉄	213.0	日本	42	ファイザー	2,228.5	米国
43	モービル	211.5	米国	43	シスコ・システムズ	2,140.9	米国
44	東京ガス	211.3	日本	44	トヨタ自動車	2,087.9	日本
45	東京海上火災保険	209.1	日本	45	アボット・ラボラトリーズ	2,082.3	米国
46	N K K	201.5	日本	46	ナイキ	2,078.4	米国
47	アルコ	196.3	米国	47	シェブロン	2,045.9	米国
48	日本電気	196.1	日本	48	招商銀行	2,031.1	中国
49	大和証券	191.1	日本	49	アップル	2,010.1	米国
50	旭硝子	190.5	日本	50	中国平安保険	2,009.5	中国

出所：週刊ダイヤモンド（2018年8月25日号）45ページ掲載の表
『ビジネスウィーク誌（1989年7月17日号）』『THE BUSINESS WEEK』

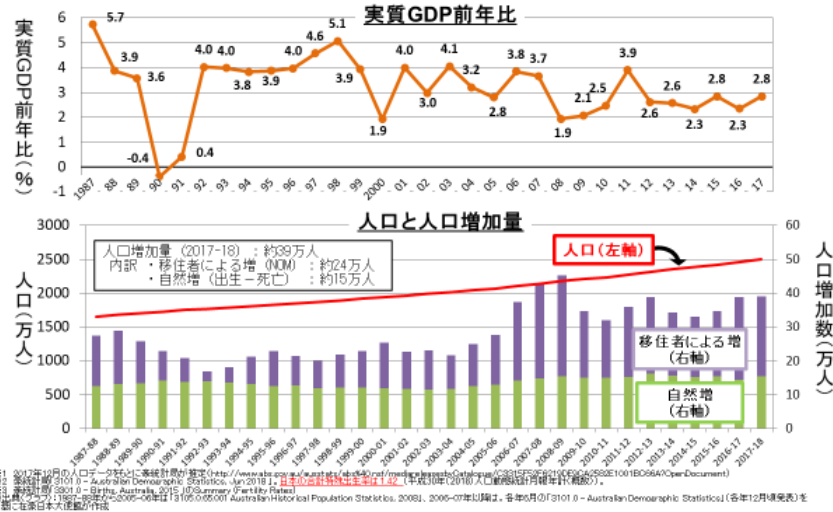
出所：SPEEDA, Bloomberg（2021年5月6日にデータ取得）より作成

2020年の世界の時価総額ランキング50社のうち日本企業は1社
(1989年は31社)

日本以外は世界に開かれた労働市場

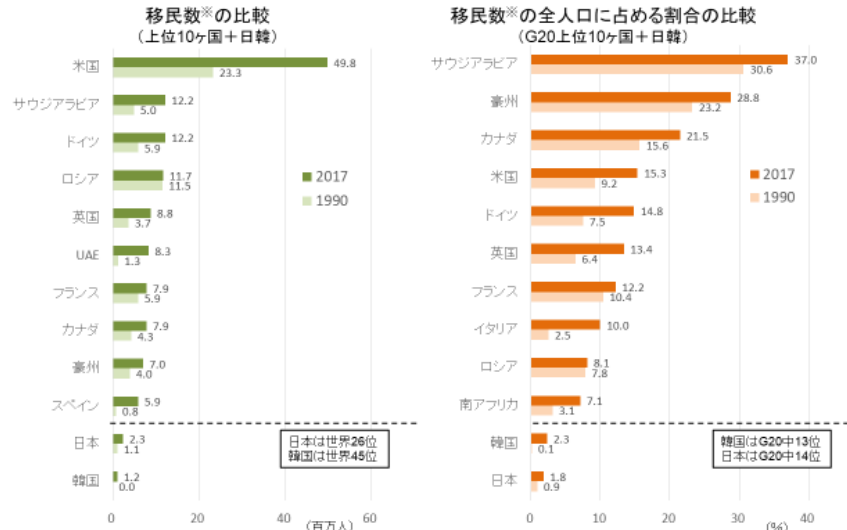
豪州の「28年連続成長」と「人口推移」

○ 豪州の総人口は2018年8月に**2500万人**を突破^{※1}。3年毎に**100万人**ずつ増加のペース（近10年では年間約35万人増加）。
○ 増加要因としては、「**自然増**」及び「**移住者による増**」の二つに大別。近年は半数以上を移住者による増。なお、豪州の**合計特殊出生率は約1.77**（2017-18年）^{※2}で、人口を維持可能な出生率（約2.1^{※3}）を下回る。



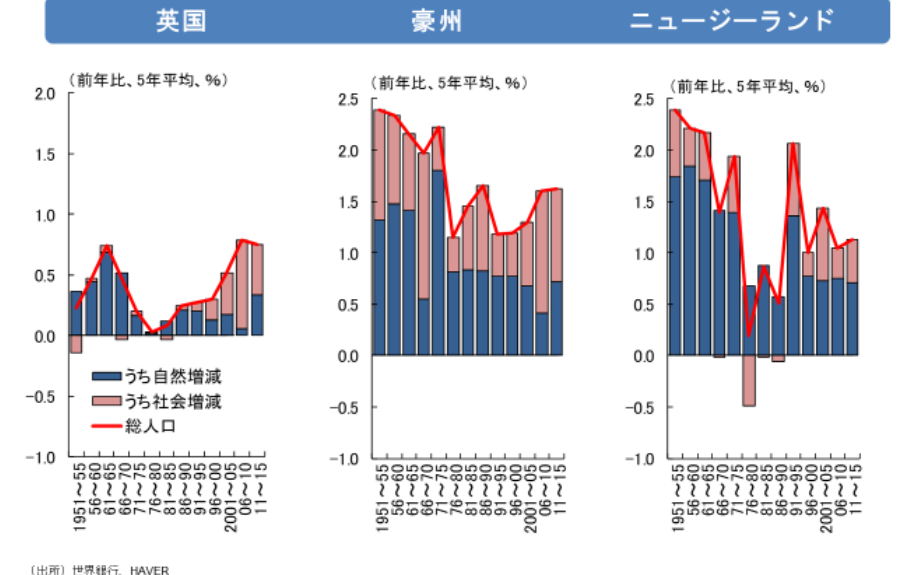
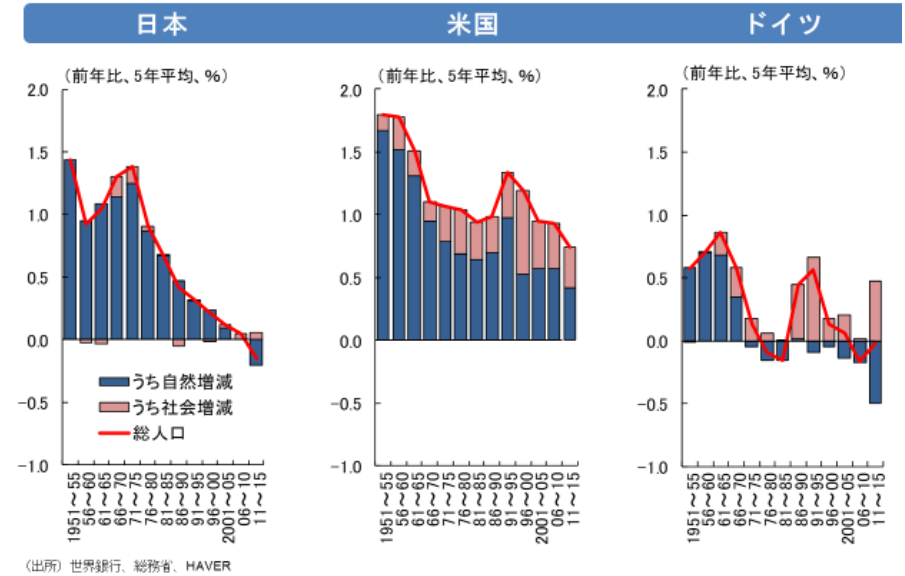
移民数※、割合の各国比較

※移民数: 外国生まれの居住者数



出典: 国連Department of Economic and Social Affairs 「International migrant stock: The 2017 revision」より在豪日本大使館が作成

各国の人口動態の変化率



実質経済成長率2%の達成には、生産性改善と働く人の増加が不可欠

	日本				英国	米国
	実績 1990～ 2021年	シミュレーション（2022～2040年）				
		就業者数減少 トレンド継続 シナリオ	女性、高齢者 就業促進 シナリオ	労働生産性 上昇率横ばい シナリオ		
実績 1990～ 2021年					実績 1990～ 2021年	実績 1990～ 2021年
実質経済成長率 （年平均）	0.9%	2.0% （目標）			1.8%	2.4%
労働生産性上昇率	0.6%	2.9%	2.3%	0.6%	1.2%	1.5%
就業者数増加率	0.3%	▲0.9%	▲0.3%	1.4%	0.6%	0.8%
就業者数増減数 （百万人）	+6	▲11	▲4	+20	+6	+35
「就業者数減少トレンド 継続シナリオ」との差分 （百万人）	—	—	+7	+31	—	—
+24						

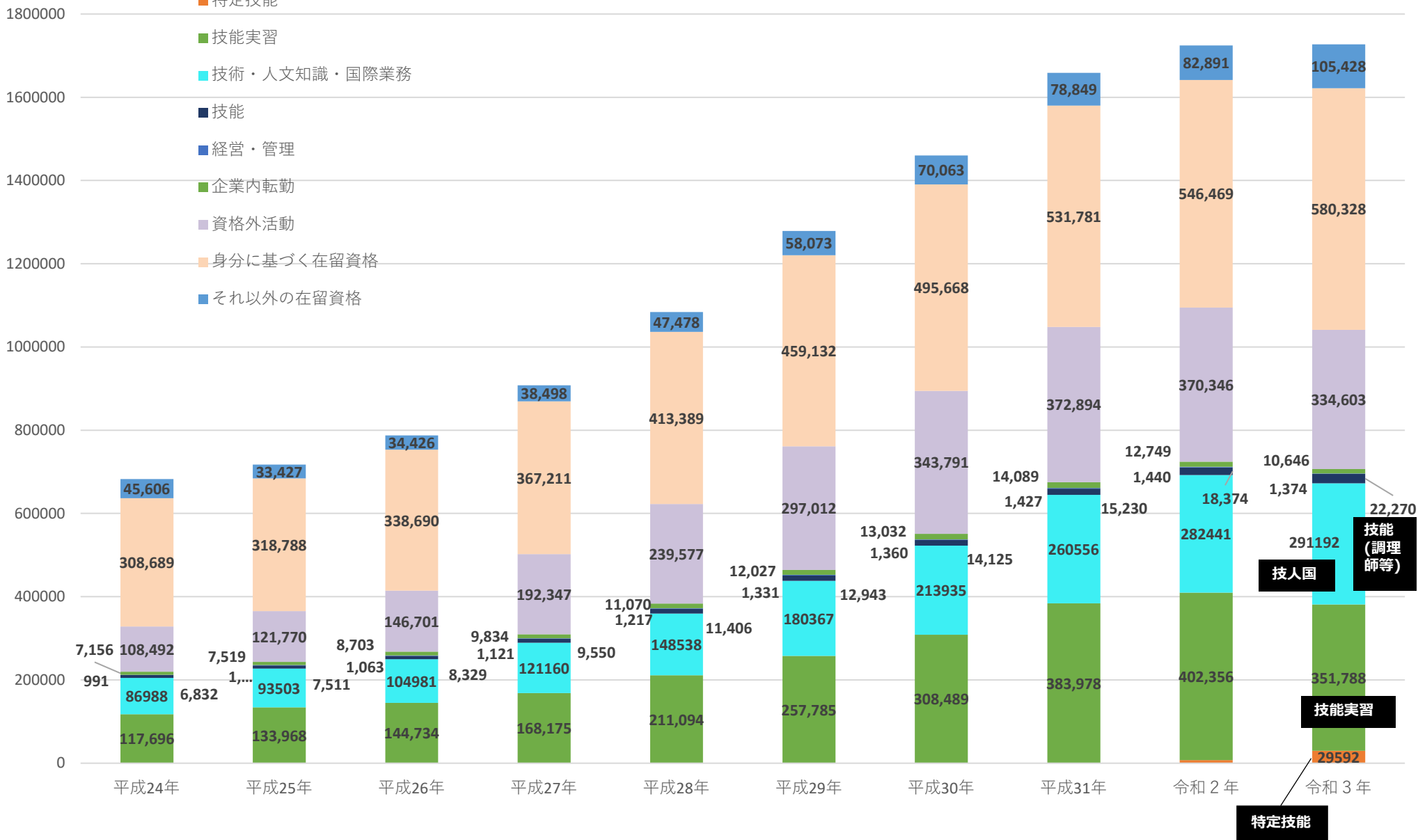
〈注釈〉

- ・ 就業者数減少トレンド継続シナリオ：各年齢・各性別の労働力率が、2021年の水準のまま横ばいで推移すると仮定。
- ・ 女性、高齢者就業促進シナリオ：①30～59歳の女性労働力率が、2040年までに概ね2010年時点のスウェーデン並みの水準まで上昇すること、②高齢者の労働力率が、2040年までに、60～64歳について55～59歳と同じ水準まで上昇し、65歳以上についてもそれに見合って上昇すること、③失業率が2025年までに1%程度改善することを仮定。
- ・ 労働生産性上昇率横ばいシナリオ：労働生産性が過去（1990～2021年）平均並みで推移すると仮定。

(人)

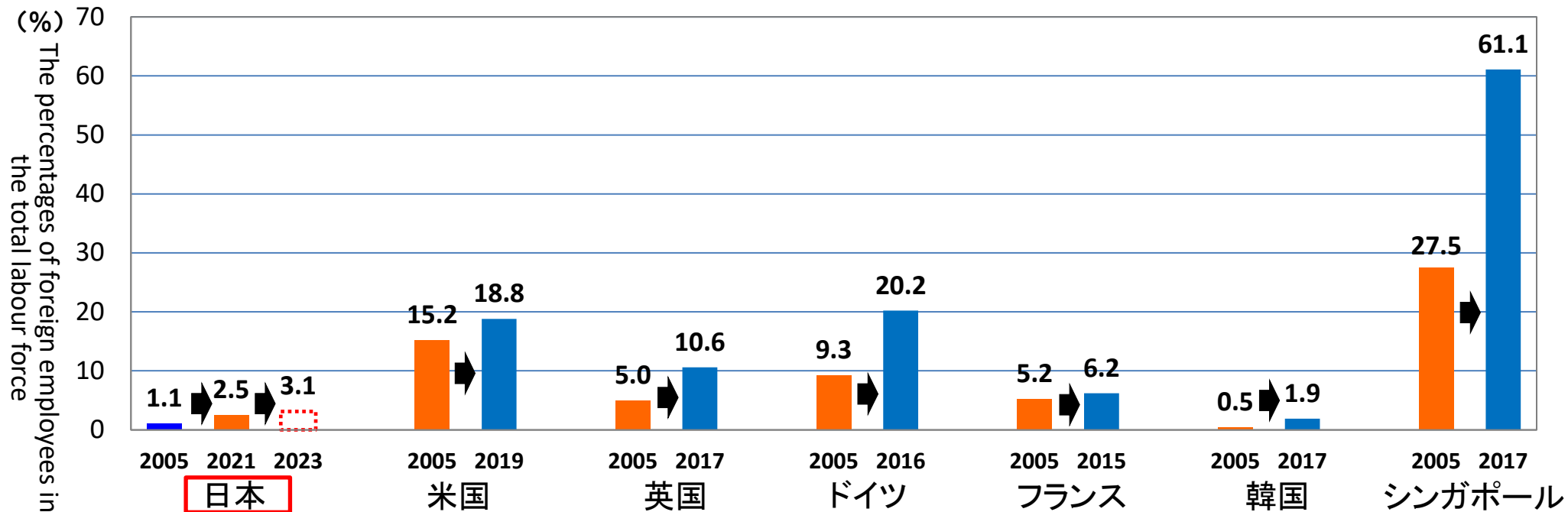
外国人労働者数の推移

- 特定技能
- 技能実習
- 技術・人文知識・国際業務
- 技能
- 経営・管理
- 企業内転勤
- 資格外活動
- 身分に基づく在留資格
- それ以外の在留資格



(出典)厚生労働省による外国人雇用状況届出から集計。人数は各年10月末時点の数値

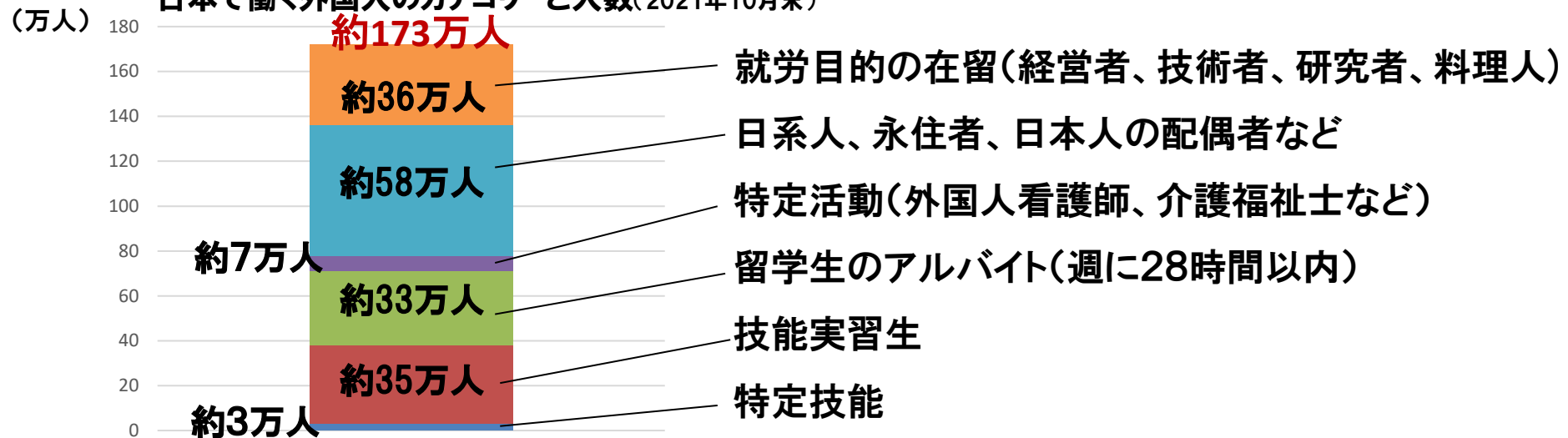
外国人労働力参加



出所：(独)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2019」、一部塩崎事務所にて作成。

※2019年4月より新たに創設された在留資格「特定技能」では、5年間で34.5万人の受入れを見込んでいることから、2023年の数値のみ、2021年をベースとして機械的に(2021年の外国人労働力人口+34.5万人)÷(2021年の労働力人口+34.5万人)で計算。労働力人口の伸びや既に国内に在留している技能実習生からの移行分等は考慮していない。

日本で働く外国人のカテゴリーと人数(2021年10月末)



外国人入国者数及び日本人帰国者数の推移（令和3年12月～令和4年12月）（速報値）



		外国人入国者数									日本人 帰国者数	入帰国者数
		総数	総数	新規入国者						再入国		
				短期滞在	うち観光(※)	留学	技能実習	特定技能	その他			
単位:人 日平均は小数以下を四捨五入)												
令和3年	12月	23,786	2,783	711		12	0	0	2,060	21,003	84,535	108,321
	1日平均	767	90	23		0	0	0	66	678	2,727	3,494
令和4年	1月	29,736	2,015	699		15	0	0	1,301	27,721	39,725	69,461
	1日平均	959	65	23		0	0	0	42	894	1,281	2,241
	2月	28,422	5,206	1,060		89	5	0	4,052	23,216	35,226	63,648
	1日平均	1,015	186	38		3	0	0	145	829	1,258	2,273
	3月	82,456	48,418	6,522		14,810	10,163	1,758	15,165	34,038	90,389	172,845
	1日平均	2,660	1,562	210		478	328	57	489	1,098	2,916	5,576
	4月	157,557	124,337	15,597		46,889	37,690	3,692	20,469	33,220	101,504	259,061
	1日平均	5,252	4,145	520		1,563	1,256	123	682	1,107	3,383	8,635
	5月	173,930	114,498	25,556		30,278	36,780	2,301	19,583	59,432	135,246	309,176
	1日平均	5,611	3,693	824		977	1,186	74	632	1,917	4,363	9,973
	6月	149,011	94,419	39,122	252	12,951	21,919	1,681	18,746	54,592	195,396	344,407
	1日平均	4,967	3,147	1,304	8	432	731	56	625	1,820	6,513	11,480
	7月	178,686	111,402	66,633	7,903	10,227	12,610	1,604	20,328	67,284	266,027	444,713
	1日平均	5,764	3,594	2,149	255	330	407	52	656	2,170	8,582	14,346
	8月	223,670	99,855	63,766	10,827	6,418	9,692	1,526	18,453	123,815	318,325	541,995
	1日平均	7,215	3,221	2,057	349	207	313	49	595	3,994	10,269	17,484
	9月	249,327	146,356	90,678	19,047	21,488	11,060	1,972	21,158	102,971	312,620	561,947
	1日平均	8,311	4,879	3,023	635	716	369	66	705	3,432	10,421	18,732
	10月	538,787	454,574	403,700	288,936	15,136	13,457	1,960	20,321	84,213	339,078	877,865
	1日平均	17,380	14,664	13,023	9,321	488	434	63	656	2,717	10,938	28,318
	11月	977,055	891,063	849,989	732,311	6,587	13,352	1,932	19,203	85,992	370,207	1,347,262
	1日平均	32,569	29,702	28,333	24,410	220	445	64	640	2,866	12,340	44,909
	12月	1,409,406	1,331,400	1,298,423	1,194,747	2,240	12,304	1,992	16,441	78,006	458,958	1,868,364
	1日平均	45,465	42,948	41,885	38,540	72	397	64	530	2,516	14,805	60,270

※1 「短期滞在」のうち「観光」については、令和4年10月10日までは、水際対策強化に係る新たな措置(29)(令和4年5月26日公表)及び同措置(32)(令和4年9月1日公表)に基づき観光目的で新規入国した者の合計であり、同月11日以降は、外国人の上陸申請時の申告等に基づく入国目的により新規入国した者の合計である。

※2 本資料掲載の数値は、速報値であり、今後変動する場合がある。

研修・技能実習制度の沿革

●昭和57年 企業単独型開始最大1年 【昭和56年：入管法改正法施行】

産業界の要請を受け、在留資格「本邦の公私の機関により受け入れられて産業上の技術又は技能を修得しようとする者」を創設

●平成2年 団体監理型開始最大1年 【平成元年：入管法改正法施行】

在留資格の全面見直しに際し在留資格「研修」を創設
従来の企業単独型に加え、団体監理型を開始

●平成5年 技能実習制度の創設最大2年

【技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針法務省告示制定】

→ 「研修」1年＋「特定活動技能実習」1年で最大2年間
※ 1年の研修修了者が実践的な技能等を修得する機会

●平成9年 技能実習期間を延長最大3年 【法務省告示改正】

「特定活動技能実習」の在留期間を最大1年から最大2年へ

平成11年 受入ガイドライン研修性及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針【局長通達】策定
不正行為類型を明示／受入れ停止期間は一律3年

●平成22年 在留資格「技能実習」創設 【平成21年：入管法改正法施行】

→ 「技能実習1号」1年＋「技能実習2号」2年
※ 一部で実質的に低賃金労働者として扱われ、さらに、賃金不払い等も発生していたこと等を踏まえ、1年目から雇用契約を締結させ、労働法令を適用。

不正行為類型ごとに1～5年間の受入停止期間を規定
【出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令上陸基準省令】

●平成29年 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の制定

→ 「技能実習1号」1年＋「技能実習2号」2年＋「技能実習3号」2年

実習生ごとの実習計画の認定制、監理団体の許可制を創設

1年目	3年目	5年目
「本邦の公私の機関により～しようとする者」 入管法第4条1項第6号の2		
研修		
研修	特定活動技能実習	
研修	特定活動技能実習	
技能実習1号	技能実習2号	
技能実習1号	技能実習2号	技能実習3号

外国人技能実習制度の状況(1)

1 監理団体の許可件数は、3,587件

(令和5年1月10日現在)

※厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聴いた上で主務大臣が許可するもの

特定監理事業許可件数 (1号又は2号)	1,695件
一般監理事業許可件数 (1号、2号又は3号)	1,917件
合計	3,612件

2 技能実習計画の認定件数は、延べ、1,257,010件 (令和4年4月30日現在)

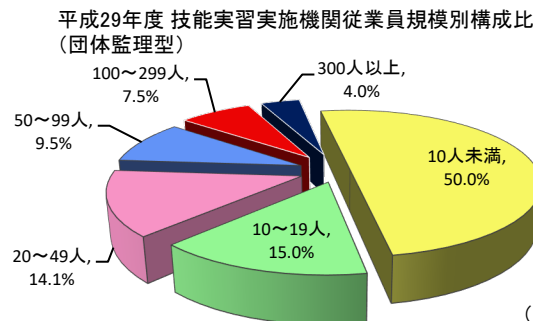
※出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認定するもの
(外国人技能実習機構が事務を実施)

1号技能実習計画認定件数	577,170件
2号技能実習計画認定件数	569,742件
3号技能実習計画認定件数	110,098件
合計	1,257,010件

(法務省データ)

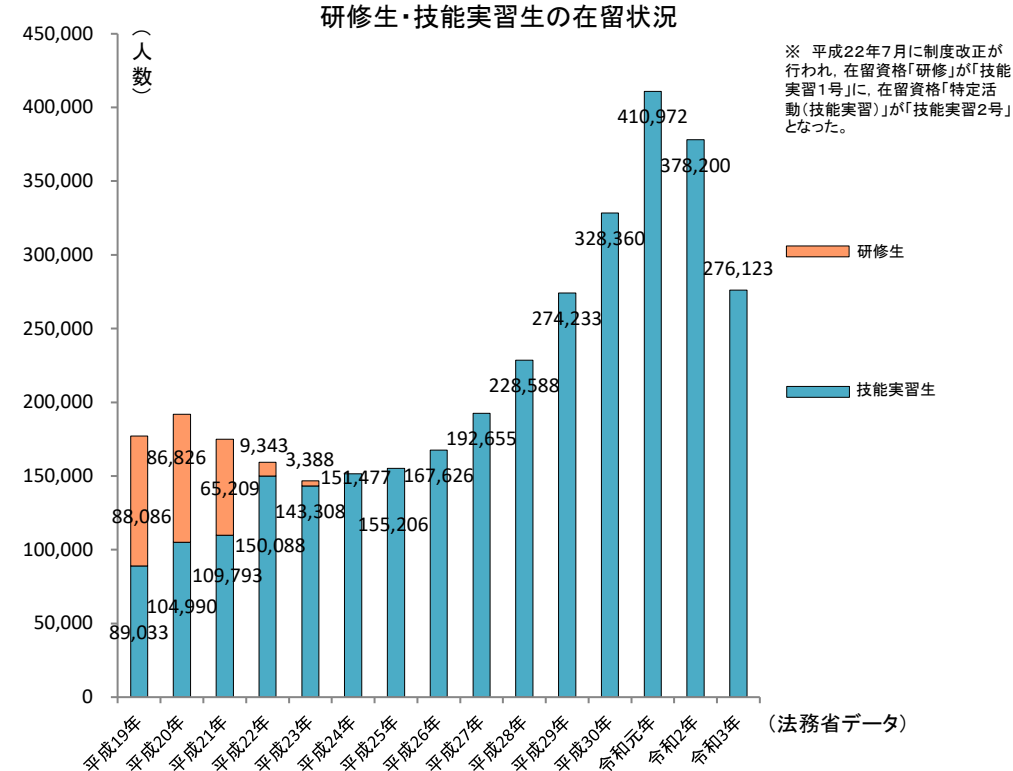
3 実習実施者の半数以上が、従業員数19人以下の零細企業

(平成29年度)



(JITCOデータ)

4 令和3年末の技能実習生の数は、276,123人



5 技能実習生のうち、団体監理型の受入れが98.4%

(令和4年3月)

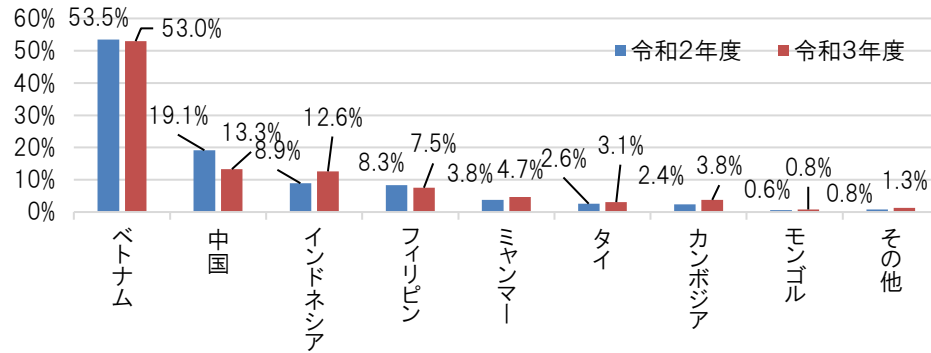
受入形態	合計	構成比
企業単独型技能実習	2,721	1.6%
団体監理型技能実習	168,666	98.4%
合 計	171,387	100.0%

(令和2年度外国人技能実習機構業務統計)

外国人技能実習制度の状況(2)

6 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③中国

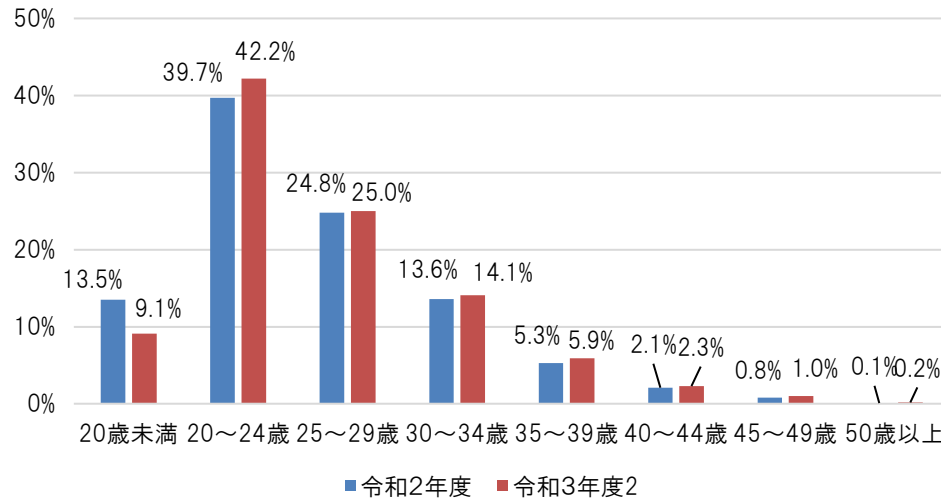
国籍・地域別 計画認定件数(構成比)



(令和3年度外国人技能実習機構業務統計)

7 年齢別では、20代、30代前半が多い

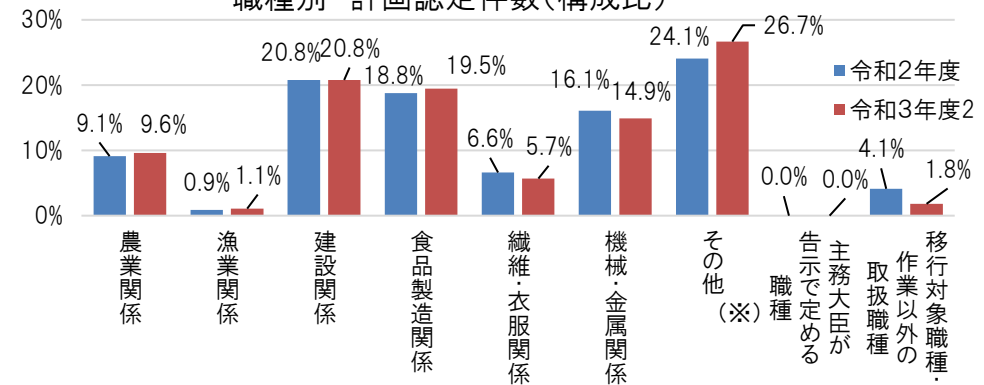
年齢別 計画認定件数(構成比)



(令和3年度外国人技能実習機構業務統計)

8 職種別では、①その他 ②建設 ③食品製造が多い

職種別 計画認定件数(構成比)



※「その他」には、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、リネンサプライ、コンクリート製品製造、宿泊、RPF製造、鉄道施設保守整備、ゴム製品製造の職種が含まれる。

(令和3年度外国人技能実習機構業務統計)

外国人労働者に占める技能実習生の割合（令和３年１０月末時点）

		外国人労働者数（A）	うち技能実習生数（B）	技能実習生の割合（B） / （A）
1	宮崎	5,236	3,419	65.3%
2	鹿児島	8,880	5,494	61.9%
3	愛媛	9,569	5,912	61.8%
4	高知	3,391	2,053	60.5%
5	熊本	13,013	7,734	59.4%
6	青森	3,861	2,256	58.4%
7	徳島	4,777	2,675	56.0%
8	岩手	5,225	2,831	54.2%
9	香川	9,955	5,221	52.4%
	～			
19	岡山	20,584	8,566	41.6%
20	広島	36,547	15,001	41.0%
	～			
36	福岡	53,948	13,004	24.1%
	～			
45	埼玉	86,780	15,404	17.8%
46	神奈川	100,592	12,900	12.8%
47	東京	485,382	21,032	4.3%

（出展）「外国人雇用状況」の届出状況（厚生労働省）から抜粋

技能実習生の失踪者数の推移(平成25年～令和4年上半期)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年 上半期
総 数	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089	9,052	8,796	5,885	7,167	3,798
ベ ト ナ ム	828	1,022	1,705	2,025	3,751	5,801	6,105	3,741	4,772	2,786
中 国	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594	1,537	1,330	964	896	361
カンボジア	－	－	58	284	656	758	462	494	667	367
ミャンマー	7	107	336	216	446	345	347	250	447	146
インドネシア	114	276	252	200	242	339	307	240	208	56
タ イ	64	50	34	37	95	82	61	62	74	26
フィリピン	52	56	88	91	89	65	85	48	47	20
モンゴル	39	29	36	31	31	38	42	36	31	18
バングラデシュ	－	－	－	－	－	19	17	13	1	1
ラ オ ス	－	－	－	－	－	14	16	3	8	3
そ の 他	149	242	178	187	185	54	24	34	16	14

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの(技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。)

(注2) 「カンボジア」は平成27年分から、「バングラデシュ」及び「ラオス」は平成30年分から集計方法を見直したため計上が可能となったものである(それ以前の「カンボジア」、「バングラデシュ」及び「ラオス」の数値については、「その他」として集計していたため計上できない。)

特定技能在留外国人数(令和4年6月末)のポイント

令和4年9月

1 特定技能在留外国人数

令和4年3月末現在 64,730人

⇒ 令和4年6月末現在 87,471人(35.1%増)

2 各類型別特定技能在留外国人数

(1) 国籍・地域別(上位5カ国)

	国籍・地域	人数	構成比	対令和4年3月末比増加率
1	ベトナム	52,748人	60.3%	29.6%
2	インドネシア	9,481人	10.8%	61.9%
3	フィリピン	8,681人	9.9%	38.9%
4	中国	6,143人	7.0%	35.1%
5	ミャンマー	4,107人	4.7%	39.5%

(注) 小数点第二位までで四捨五入(以下の表も同じ)。

(2) 特定産業分野別

	特定産業分野	人数	構成比	対令和4年3月末比増加率
1	飲食品製造	29,617人	33.9%	28.9%
2	素形材・産業機械・電気 電子情報関連製造	17,865人	20.4%	35.3%
3	農業	11,469人	13.1%	40.7%
4	介護	10,411人	11.9%	48.3%
5	建設	8,492人	9.7%	33.5%
6	外食	3,199人	3.7%	38.4%
7	造船・船用工業	2,776人	3.1%	40.8%
8	自動車整備	1,220人	1.4%	23.7%
9	ビルクリーニング	1,133人	1.3%	35.0%
10	漁業	1,050人	1.2%	46.2%
11	宿泊	160人	0.2%	29.0%
12	航空	79人	0.1%	61.2%

(3) 都道府県別(上位10都道府県)

	都道府県	人数	構成比	対令和4年3月末比増加率
1	愛知県	8,012人	9.2%	32.1%
2	千葉県	5,019人	5.7%	29.4%
3	埼玉県	4,991人	5.7%	33.4%
4	大阪府	4,990人	5.7%	41.0%
5	茨城県	4,939人	5.6%	38.0%
6	神奈川県	4,335人	5.0%	35.4%
7	東京都	4,204人	4.8%	37.7%
8	北海道	3,677人	4.2%	41.8%
9	兵庫県	3,431人	3.9%	34.7%
10	広島県	3,389人	3.9%	36.2%

3 各ルート別特定技能在留外国人数

ルート	人数	構成比	対令和4年3月末比増加率
技能実習	66,535人	76.0%	29.7%
試験	20,534人	23.5%	56.5%
その他(注)	402人	0.5%	29.7%
合計	87,471人	100.0%	

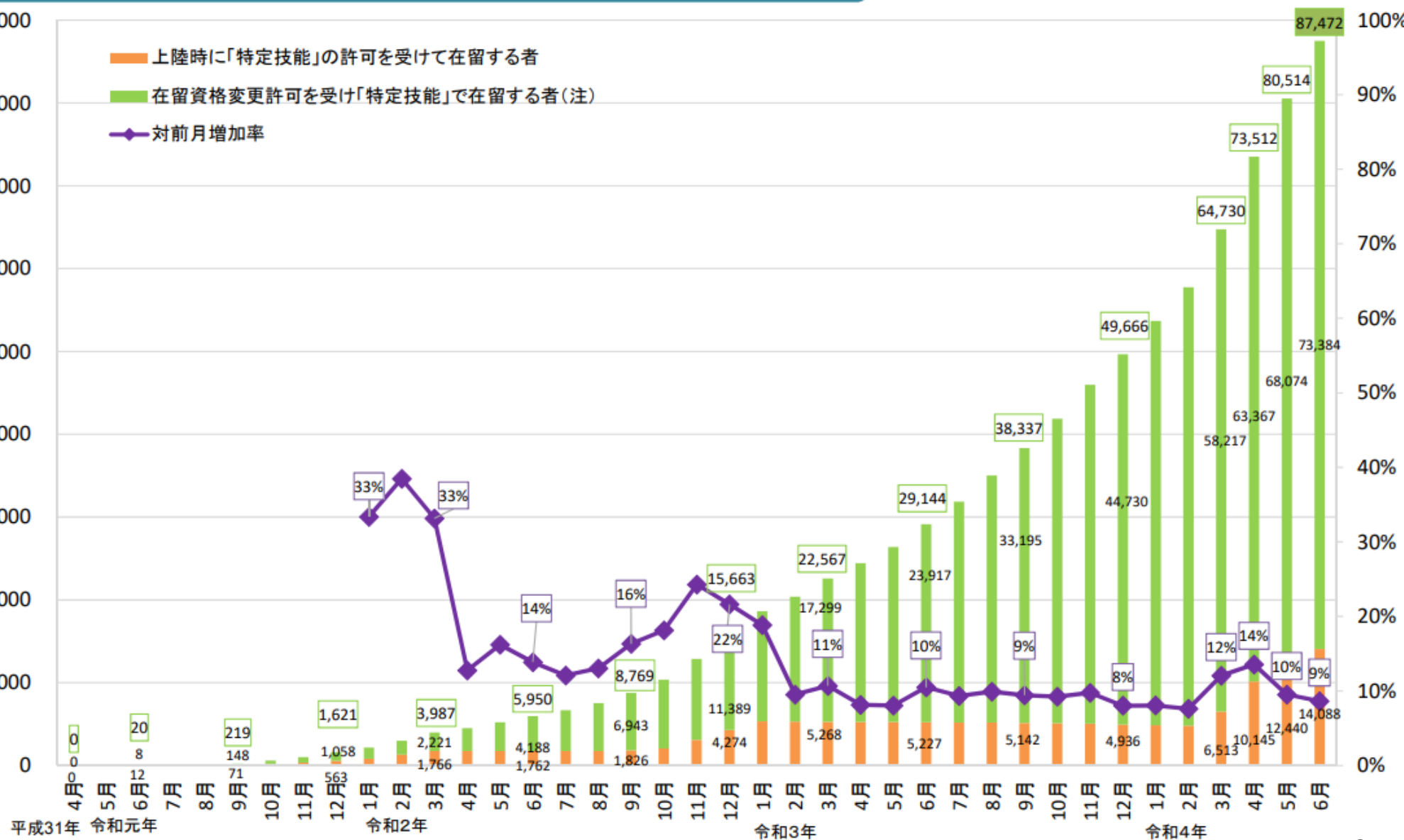
(注) 介護分野における「EPA介護福祉士候補者ルート」、建設分野及び自動車整備分野における「技能検定ルート」

特定技能制度運用状況①

特定技能在留外国人数の推移(平成31年4月～令和4年6月末現在)(速報値)

(人)

- 上陸時に「特定技能」の許可を受けて在留する者
- 在留資格変更許可を受け「特定技能」で在留する者(注)
- 対前月増加率



(注)「特定技能2号」の許可を受けて在留する者(1人)及び在留特別許可を受けて「特定技能」で在留する者を含む。

「技能実習」と「特定技能1号」比較一覧

	技能実習（技能実習法）		特定技能1号（入管法）
目的	技能移転による国際貢献		深刻な人手不足への対応（労働力確保）
主管官庁	法務省、厚生労働省		法務省のみ
在留期間	1号＝1年以内 2号＝2年以内 3号＝2年以内 最長5年		最長5年 （2号は期限なし）
対象職種	86職種 158作業		12分野
転籍・転職	原則不可 （企業倒産などやむを得ない場合は監理団体サポート下で可）		転職可能 （同業種内で）
日本語能力要件	なし （介護のみ日本語要件＜1号はN4、2号・3号はN3＞）		あり （JLPTのN4もしくはJFT BasicのA2） （技能実習2号からの移行者は要件なし）
技能要件	なし （前職要件あり）		あり（分野ごとの技能試験合格） （前職要件なし） （技能実習2号修了者は要件なし）
監理団体 ・ 登録支援機関	必要性	必須 （団体監理型）	任意
	設立要件	許可制	登録制
	機能	斡旋、支援、保護、監査 （生活支援全般、日本語教育等）	支援のみ 事前ガイダンス、契約支援、日本語学習機会提供 などの支援機能あり。保護機能はなし。
	指導	① 技能実習機構による実地検査 （監理団体＝1年毎、実習実施者＝3年毎） ② 地方入管局による不定期立ち入り検査あり	地方入管局による 不定期立ち入り検査のみ

○出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）

附則第18条

政府は、この法律の施行後二年※を経過した場合において、…特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、…特定技能の…技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び…技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※見直し時期＝令和3年4月1日（昨年）

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）

附則第2条

政府は、この法律の施行後五年※を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※見直し時期＝令和4年11月1日（今年）

グローバル人材共生社会実現のための提言

(当初案: 令和3年5月19日公表)

一般財団法人 外国人材共生支援全国協会

National Association for Global & Open Minded Communities / NAGOMi



作成: 令和4年6月20日



グローバル人材共生社会実現のための提言(2021年5月19日)

技能実習と特定技能の整合性のとれた一貫性のある制度に改革する

【なぜ？】

- ①社会経験の浅い非熟練の段階からの外国人材確保の必要性があるため
→安全・安定就労のために監理団体の保護支援は必須
- ②現実に、特定技能外国人の80%以上は技能実習経由
- ③特定技能より容易に来日できるルートを設け、他国への人材流出を防ぐ

【両制度の“一元化”の意味は？】

- 1) 両制度の目的を「人材育成・人材確保・国際貢献」に共通化する
- 2) 技能実習3年間を基礎的人材育成期間、特定技能5年間を実践的人材育成期間と位置づけ、一貫した人材育成システムとする
- 3) 技能実習の職種・作業と特定技能の特定産業分野・業務区分を可能な限り統一する

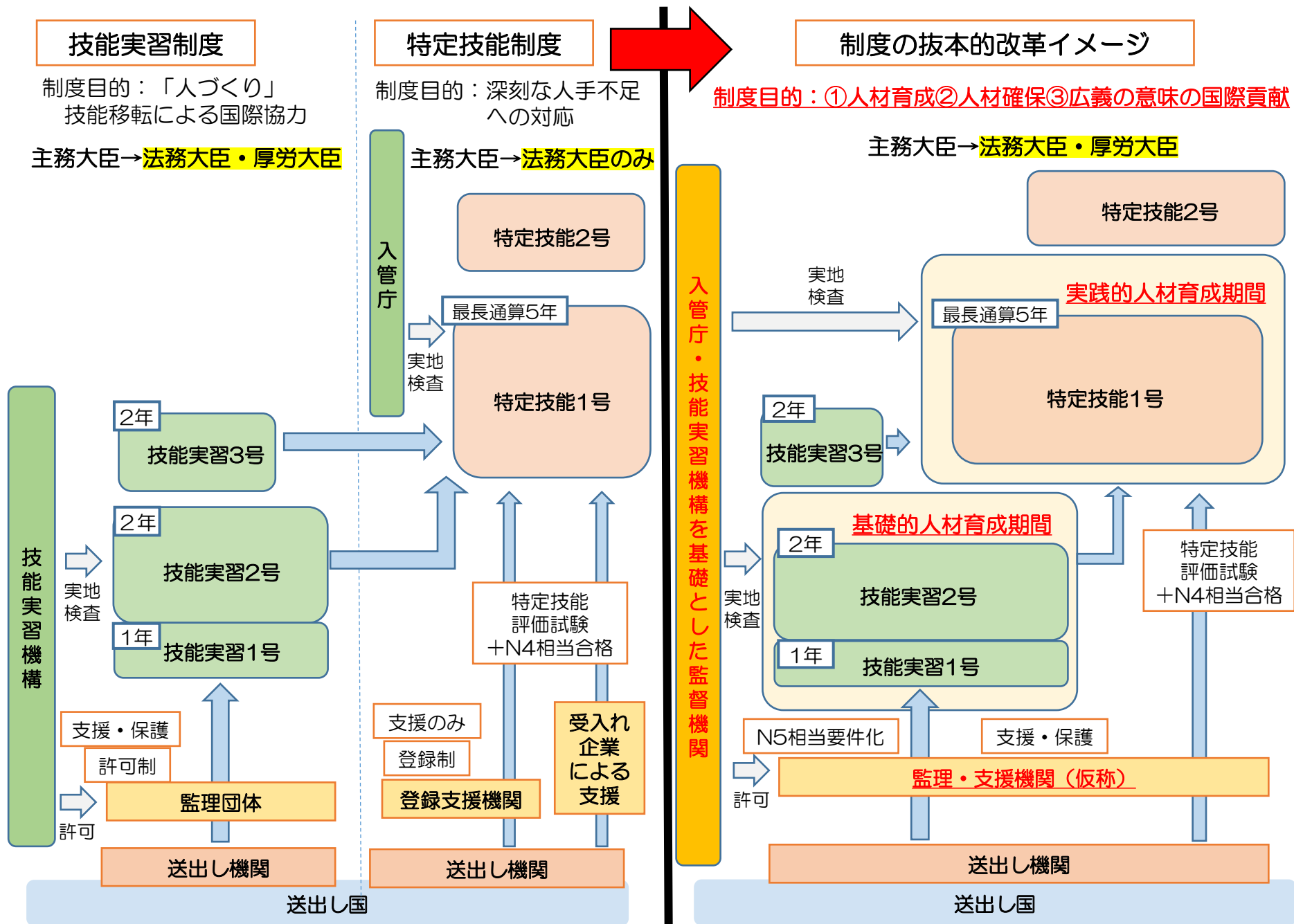


グローバル人材共生社会実現のための提言(2021年5月19日)

【具体的にどうする？】

- 1) 技能実習法の目的に、国際貢献に加え人材確保・人材育成を位置付け、法の建前と実態の齟齬を解消する。
- 2) 監理団体の許可要件・優良基準を改正し、登録支援機関についても現在の登録制から許可制とする。
- 3) 実態に即していない前職要件を撤廃する。
- 4) 労災・労使間トラブル・日本社会での安定的な生活のため、日本語能力要件（N5相当）を設ける。
- 5) 入国前後講習の内容・機関の拡充に加え、実習開始後も継続的な日本語学習を監理団体・実習実施者が配慮する
- 6) 両制度に人材育成として一貫性を持たせるため、職種・作業と特定産業分野・業務区分を、可能な限り統一的なものとする
- 7) 制度の適正化・人権侵害防止のための措置を強化する
- 8) 外国人材のキャリアステージに合わせた幅広い選択肢を、特定活動等の在留資格に創設する。

技能実習制度と特定技能制度の一貫性・整合性ある制度への改革イメージ図



■ズン越労働・傷病兵・社会問題省大臣講演セミナー～発言要旨～

2022年9月6日 衆議院国際会議室

【1】今年施行されたベトナム人海外労働者派遣法改正（法律69）

- （1）労働対象の拡充
- （2）送出機関のライセンス取得の厳格化
- （3）送出機関による仲介手数料の徴収の禁止及びサービス手数料の50%削減
- （4）ベトナム人労働者に対する事前教育の徹底
- （5）送出機関に対する調査の強化及び不法行為の厳罰化

【2】加藤勝信厚労大臣、葉梨康弘法務大臣との会談での要望事項

- （1）特定技能制度は技能実習を終えたら速やかに特定技能に移行できるよう求める
- （2）ベトナム人労働者は日本人と同様の仕事に従事しているにも関わらず（訓練料・実習料という名目で不当に）低い給料が支払われているケースもあり、処遇や人権面の改善を要望する
- （3）二重課税についての検討をお願いする

【3】塩崎恭久副会長、梅田邦夫副会長の質問

質問「日本国内に『技能実習制度を廃止しろ』という意見があるが、ベトナムの考え方は『技能実習制度が基盤にあって、その延長線上に特定技能制度が繋がっていく』というもの。そういう理解でよろしいか」「今日、大臣はまさに技能実習を経て特定技能に進んでほしいと明確に述べたと認識している。この点はよろしいか」

ズン大臣

「その通り。基本的にその方向で考えている」

ある監理団体からの切実な声（2022年9月12日）

お疲れ様です。

私は、ベトナム労働大臣の「特定技能は技能実習からの移行を原則に限定すべき」とのお考えに賛成です。日本に残りたい技能実習生が全員特定技能へ移行となれば、やはり「同職種のみへの移行」とすべきで、海外からや国内からの試験での移行は今すぐ廃止すべきです。留学生からの特定技能も廃止すべきです。全て技能実習から始め、同職種の特定技能へ移行していく。どうしても私の回答はここに辿り着きます。

当組合についてですが、今週、技能実習を終了し帰国する者がおります。航空券を既に購入済みで帰国準備をしておりますが、突然、帰国しないと言い出しました。日本に残って就労先を探すとの事です。

本件は質の悪い登録支援機関（私の知っている人物）がフィリピンの決まり事も理解せず、勝手に動いており、非常に困っております。入管にも確認したのですが、現在、当組合管理の実習生であっても在留資格変更の申請を行っているかどうか連絡しても教えてくれません。個人情報に当たる為との回答。

もし転職先が決まっておらず、在留資格変更の申請をせず、在留期限が切れればどうなるか？組合の責任になるのか？と尋ねたところ、そうですとの回答。組合を呼んで事情聴取を行うようになるとの事です。

制度上のゆがみで、行政の言っていることが、もう無茶苦茶です。組合職員はこのような問題に毎日振り回され疲労困憊です。見切り発車でこの特定技能制度を創設した政治家の責任は大きいと思っております。

必ず、納得のいく制度改革をしてもらいたいと思います。（原文ママ）

人員配置基準上の外国人の扱いの制度間不整合 (介護及び看護助手)

■■実習・就労開始と同時に職員とカウントできるか？

	技能実習生	EPA候補者	特定技能外国人	(参考)留学生アルバイト
介護報酬 (介護施設)	× (※1)	× (※1)	○	△ (※2)
診療報酬 (病院・診療所)	○ (※3)	○ (※4)	○	△ (※2)

※1：例外は以下2点

- ①実習・就労開始から6月を経過したもの
- ②日本語能力試験N2またはN1に合格しているもの

※2：国レベルでの通達は無く、自治体の判断による

※3：介護職種の技能実習生が看護補助者として看護師長及び看護職員の指導下で療養生活上の世話等を行う場合、カウント可

※4：看護補助者の配置基準について、看護師候補者はカウント可